

(趣旨)

第1条 この告示は、市内企業等の活性化及び市の財政収入の確保を図るため、インターネット上で伊佐市が開設しているホームページ(以下「市ホームページ」という。)への有料広告(以下「広告」という。)掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、市民生活に関連したものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令又は条例若しくは規則に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (6) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 情報の真意及び出所が明確でないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦75ピクセル 横246ピクセル
- (2) 形式 JPG、PNG、JPEG、GIF(アニメーション不可)
- (3) 容量 150キロバイト以下

2 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページとし、当該ページ内での掲載位置は市長が指定するものとする。

3 広告掲載枠数は、10枠以内とする。

(平31告示21・一部改正)

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は最大12月とする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠当たり月額1万円とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報紙及び市ホームページにより行うものとする。

(広告の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添付して、掲載を希望する月の30日前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 申込者数が広告掲載枠を超える時は、次に掲げる順位により決定するものとする。この場合において、優先順位が同一の場合は掲載希望月数の多いものを優先することとし、広告掲載期間が同一の場合は申込みの受付順により決定するものとする。

- (1) 国、他の地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するもの
- (5) 前2号に掲げるもの以外の私企業、自営業者等

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 申込者は、広告掲載決定後、市長の指定する期日までに、広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(申込者の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 広告の原稿は、申込者が作成し、市が指定する期日までに、市が指定する方法により提出するものとする。
(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
 - (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。
- (その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月10日から施行する。

附 則(平成22年1月12日告示第3号)

この告示は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成31年2月20日告示第21号)

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和3年9月29日告示第139号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

(令3告示139・一部改正)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

ホームページ広告掲載申込書

伊佐市長 様

住所(所在地)

氏名(名 称)

代表者名

※ ㊟

電話番号

FAX番号

※ 署名(自筆)の場合、押印は必要ありません。署名でない
又は法人の場合は、記名押印してください。

伊佐市ホームページに広告を掲載したいので、伊佐市ホームページ有料広告掲載取扱要
綱第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

広告のデザイン案 ※添付でも可	
リンク先アドレス	http://
掲載希望期間	年 月から 年 月まで(計 月間)

様式第2号(第8条関係)

(平22告示3・一部改正)

年 月 日

ホームページ広告掲載許可(不許可)決定通知書

様

伊佐市長

年 月 日付けで申し込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、伊佐市ホームページ有料広告掲載取扱要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

決定区分	☐ 掲載します データは 年 月 日までに提出してください。
	☐ 掲載しません 【理由】
広告掲載期間	年 月 日から 箇月間
広告掲載料	円
広告掲載料の納期限	年 月 日

※銀行振込をされる場合は、

北さつま農業協同組合 伊佐総合支所 普通 口座番号0053132 名義 伊佐市
までお振込みください。